

ジャイアントパンダが上野動物園に来園して50周年を迎えました!!

～区と上野観光連盟で盛り上げます～



▲左：レイレイ 右：シャオシャオ

1972（昭和47）年10月28日、上野動物園にジャイアントパンダの「カンカン」と「ランラン」が来園しました。ジャイアントパンダ来園50周年を記念して、区は懸垂幕の掲出やのぼり旗を設置するほか、上野観光連盟は記念イベント「うえのパンダフェスタ」を実施し、地域とともに50周年を盛り上げます。

問合せ 総務課 TEL (5246) 1052



▲50年前のパンダ初公開の様子

写真：(公財)東京動物園協会提供

区の実り

- 台東区循環バス「めぐりん」の前面パネルをパンダデザインに！
車内広告でも来園50周年をお知らせ！
- ふるさと納税の封筒をパンダデザインに！
- 赤ちゃんのお名前が書けるパンダデザインの命名書とクリアファイルを配布！
(10月28日(金)以降に出生届を出された方が対象)
- 懸垂幕、のぼり旗で50周年をお知らせ！
(本庁舎・区民事務所等)

記念イベント「うえのパンダフェスタ」

- 歴代パンダ50年史スペシャル映像ブース
- 50周年記念セレモニー&トークショー
- 巨大パンダバルーン設置
- スタンプラリー
- パンダグッズ販売 ほか
- 【期間】10月26日(水)～30日(日)
- 【場所】上野公園噴水前広場 ほか
- ※詳しくは、上野観光連盟HPをご覧ください。

台東区消費生活展「知って実践 未来のために!!」

▷日時 11月25日(金)～28日(月)午前10時～午後5時(28日は午後3時まで)

▷場所 生涯学習センター

●パネル展示 エシカル消費を中心に、区内の消費者団体や生活関連団体などが「くらしに役立つ情報」を発信します。パネルをヒントにクイズに答えていただいた方には景品をお渡しします。※物産等の販売はありません。

●子供の消費者啓発のための標語コンクール 区内の小中学生から寄せられた消費生活に関する標語(一次審査通過作品)を掲示し、皆さんの投票で優秀作品を決定します。

●くらしに役立つ講座・出前寄席(事前申込)

日時	テーマ	講師・出演者	会場	
11月25日(金)	午前10時～正午 【講座】	高齢者スマホ教室～初心者向け～ ・スマホでキャッシュレス講座 ・スマホの便利アプリ講座	台東区デジタル活用支援員	301研修室
	午後2時～4時 【手作り教室】	・パッチワークをやってみよう! ・手作りオーナメントを可愛くデコレーション! ※事前申込不要	・台東リサイクルネットワーク ・みどりの会	301研修室
11月27日(日)	午前10時30分～正午 【講座】	エシカル消費ってどんなこと? ～今日から始めるエシカルな暮らし～	日本消費者協会 啓発員	301研修室
	午後2時～3時 【出前寄席】	SDGs・エシカル消費って何? ～私たちにできること～	SRI演芸協会・回路亭 演劇	407研修室

▷対象・定員 区内在住(在勤(学)の方)各30人(先着順)

▷申込方法 右記二次元コードから申し込むか、テーマ名・住所・氏名・電話(ファクス)番号を電話かファクスで下記問合せ先へ

▷問合せ くらしの相談課

TEL (5246) 1144 FAX (5246) 1139



台東区バリアフリー基本構想

区では、平成24年度に策定した台東区バリアフリー基本構想の目標年次(令和2年度)終了に伴い、バリアフリー法改正を反映した改定を行いました。

▷基本理念 区の将来像「世界に輝くひとまちたいとう」の実現に向けた基本目標及び、「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」などの改正バリアフリー法の理念を踏まえ、「誰もが自分らしく暮らせる安全安心で快適なまちの実現」と掲げます。

▷基本方針 ①ユニバーサルデザインのまちづくりの実現 ②心のバリアフリーのさらなる推進 ③観光バリアフリーの推進

▷対象区域 区内全域

▷計画期間 4～13年度(10年間)

▷パブリックコメントの実施結果 5人の方から13件のご意見をいただきました。

▷問合せ 都市計画課 TEL (5246) 1364



「暮らしのしおり わたしの便利帳 2022」を配布しています

区の行政サービス、手続き、施設の案内などをまとめた冊子です。

▷配布場所 区役所、浅草文化観光センター、区民事務所・同分室、地区センター ほか

※区HP(右記二次元コード)から、内容の閲覧、郵送の申込みができます。

▷問合せ 広報課

TEL (5246) 1021



保険・年金

新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の適用期間が12月31日(土)まで延長されました

▷対象 国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために就労できなかった方(給与などの支払いを受けている方に限ります)

▷支給対象となる日数 就労できなかった期間のうち、初めの3日間を除いた4日目以降の就労を予定していた日数

▷支給額 直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象となる日数

▷適用期間 2年1月1日～4年12月31日

(ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで)

▷問合せ 国民健康保険課給付係

TEL (5246) 1253 後期高齢者医療「広域連合お問合せセンター」

TEL 0570-086-519

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した方へ～届出をお忘れなく～

国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課、区民事務所・同分室で国民健康保険をやめる手続きをしてください。届出により国民健康保険料が変更となる場合は、後日世帯主あてに保険料変更通知書を送付します。

▷必要な物 職場の健康保険証(写し可)、台東区の国民健康保険証、マイナンバーが確認できる物(いずれも保険証が

変わる方全員分)

※郵送での手続きを希望する場合は、電話で下記問合せ先へ

●保険証利用にご注意ください

職場の健康保険は、保険証に記載されている「資格取得年月日」または「扶養認定年月日」から有効です。資格取得年月日等以降に誤って台東区の国民健康保険証を使って診療を受けた場合、区が負担した医療費(総医療費の7～8割分)を返還してもらうことになります。

▷問合せ 国民健康保険課(区役所2階⑫番) TEL (5246) 1252

会社都合等により退職された方は国民健康保険料が軽減されます

リストラなどで職を失い、退職時点で65歳未満の方は、申請により国民健康保険料が軽減されます。

▷対象 雇用保険受給資格者証の退職理由

コード11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する方(特例受給資格者【特】・高齢受給資格者【高】は除く)

▷軽減の内容 前年の給与所得を100分の30として保険料を計算

▷軽減期間 退職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末
※就職後すぐに退職し、雇用保険の受給資格が発生しない方で、前回の退職が軽減対象の退職コードに該当し、前回の雇用保険の残日数分を受給する方については、軽減の対象となる場合があります。詳しくは、下記へお問合せください。

▷必要な物 雇用保険受給資格者証(原本)、対象者と届出人のマイナンバーが確認できる物、本人確認書類(運転免許証等)

▷問合せ 国民健康保険課(区役所2階⑫番) TEL (5246) 1252